

「学校における今後の感染防止対策について」(令和3年3月12日時点)

1 登校前・登下校時

- 毎朝、登校前に検温や健康観察を行い、「健康管理チェック表」等に記入して学校に提出してください。
- 登下校時は、お子様へのマスク着用のご指導をお願いします。
- 登校後は、手洗い等を行った上で教室に入り、再度検温を行います。

2 学校生活

- 手洗いや咳エチケット等の指導を徹底し、授業や休み時間においては、近距離での会話や大声での発声を避けるよう指導します。
- 教室では、防寒対策を行いながら、換気を徹底します。
※ 必要に応じて、防寒着・膝掛け等を使用することも可とします。
- 座席については、間隔を空ける、対面を避ける等、授業中における児童生徒等の位置や学習形態について、可能な限り配慮します。
- これまで中止していた授業内容や今後の行事等については、感染防止対策を徹底したうえで、実施を検討します。
- 合唱時にもマスクを着用するなど、学習活動及び生活全般でのマスクの着用の徹底を図ります。
- 児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、適宜消毒液等を使用して清掃を行います。
- 3密に関するポスター（厚生労働省作成）等を校内（教室や廊下等）に掲示し、児童生徒への注意喚起・指導を徹底します。

3 給食

- 食事前には、給食当番はもとより児童生徒及び教職員全員が手洗い等を徹底します。
- 給食の配膳を行う児童生徒及び教職員は、発熱や風邪症状がないか、衛生的な服装（エプロン・帽子・マスク等）であるか、手指の確実な洗浄等ができているかを毎日点検します。
- 食事をする時には、「机を向かい合わせにしない」、「会話を控える」等、机の配置や飛沫を飛ばさない等の工夫を行います。

4 部活動

- 3月20日より、県内及び県外他校との交流を可とします。ただし、感染拡大地域及び感染流行地域との交流は行いません。なお、実施の際は、感染状況を鑑みて慎重に判断します。

※ 宿泊を伴う活動は引き続き不可とします。

【主な対策事項】

- ・活動は、必ず顧問等の指導のもと行います。
- ・活動前に健康観察を実施します。（体調不良の場合は参加を認めません）
- ・可能な限り、マスクを着用する、接触を避ける、大声を出さないよう指導します。
- ・活動前後の手洗い、消毒等を徹底します。
- ・部室等の利用は、できるだけ短時間とし、3密を避けます。

5 出席停止

- 児童生徒が感染した場合の出席停止の期間については、医療機関の指示に従ってください。また、児童生徒が濃厚接触者に特定された場合には、感染者との最後の濃厚接触から起算して、2週間の出席停止となります。
- 児童生徒に発熱や咳などの症状がみられる場合や、家族が濃厚接触者に指定され、児童生徒が自宅で様子をみる場合は、出席停止の扱いとなります。その際、学校への連絡を確実に行ってください。